

[事案 2023-89] 転換契約無効請求

・令和6年4月9日 和解成立

<事案の概要>

身に覚えのない契約であること等を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年3月に契約した2件の終身保険（本契約）について、平成8年8月、平成16年3月に転換し、2件の積立利率変動型終身保険になっているが、以下の理由により、平成16年3月までの転換を無効とし、本契約に復旧してほしい。また、本契約にもとづき満期返戻金を支払ってほしい。

- (1)自分の知らないところで、平成16年に新しい保険が契約されていた。
- (2)平成8年頃、保険料の支払いを早期に済ませるために、保険料を倍額に上げてもらったが、実際には転換となっていた。
- (3)本契約の契約時に、満期になれば一定の払戻しがあると説明された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)各転換に当たって、申立人は、転換前後の契約内容を十分に理解した上で申し込んでいるため、これらを不成立として本契約を復旧させる根拠がない。
- (2)平成8年の転換の際、保険料の支払いを早期に済ませるために保険料を上げるといった話はなかった。
- (3)本契約は、満期保険金が支払われる契約ではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各転換時の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)本契約は、各転換によって大きく契約内容が変更されているが、事情聴取によれば、申立人自身がその変更を理解していたかは疑問が残り、募集人も、更新後の特約保険料を抑えるためにこのような内容になったこと、積立額について申立人側から特に希望が出されなかったため募集人から提案したことを述べている。また、募集人は、本契約締結当時の申立人のニーズについても特段確認をしなかったことがうかがえる。
- (2)そもそも、申立人は、本契約以降の各契約の目的や機能（例えば本契約は終身保険であり、途中で解約した場合には解約返戻金が得られ、その意味である程度の貯蓄性があったが、転換後契約は保障を重視したものであり、ほとんど貯蓄性がないこと）を十分に理解していないまま転換を繰り返し、その結果必ずしも申立人の満足できるような契約とはならなかった可能性があり、意向確認を含め、募集人が申立人の意図を理解し、これに沿って申立人が十分に理解できるような説明がなされていなかった可能性が否定できない。